



2022年2月21日

各 位

会 社 名 ウェルスナビ株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 柴山 和久
(コード番号：7342 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 廣瀬 学
(TEL. 03-6632-4911)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日に「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、2022年3月開催予定の当社第7期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定いたしました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案を本株主総会に改めて付議することを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

当社は対象取締役の報酬体系について、基本報酬と株価連動型報酬を組み合わせたものとしております。本制度は、対象取締役に株価連動型報酬として譲渡制限付株式を付与することで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

なお、本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本株主総会においてかかる報酬を支給するための報酬枠を設定することについて、株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

当社は、本株主総会において対象取締役の報酬額（基本報酬分）の総額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすることを付議予定です。基本報酬とは別枠で、本制度に基づき対象取締役にに対して支給される報酬額（株価連動型報酬分）の総額を年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とし、また、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を年30,000株以内（うち社外取締役分は年6,000株以内）とすることも付議いたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（ご参考）

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員を含む従業員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定です。

以 上